



# 鳥取県公報

平成 25 年 3 月 29 日 (金)  
号外第 55 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 人委規則	鳥取県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則 (6) (任用課) . . . . . 2
	職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 (7) (給与課) . . . . . 3
	給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則 (8) (〃) . . . . . 4
	職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (9) (〃) . . . 9
	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 (10) (〃) . . . . . 11
	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (11) (〃) . . . . . 20
	公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める 規則の一部を改正する規則 (12) (〃) . . . . . 24
	職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則 (13) (〃) . . . . . 25

# 人 事 委 員 会 規 則

鳥取県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

## 鳥取県人事委員会規則第6号

鳥取県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

鳥取県人事委員会事務局組織規則（昭和40年鳥取県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(目的) 第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第12条第8項</u> の規定に基づき、鳥取県人事委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織を定めることを目的とする。	(目的) 第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第12条第7項</u> の規定に基づき、鳥取県人事委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織を定めることを目的とする。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月 29 日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

**鳥取県人事委員会規則第7号**

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和31年鳥取県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手当の支給の特例)</p> <p>第4条 次に掲げる特殊勤務手当が支給される業務に                  給与条例第1条の2に規定する短時間勤務職員（以                  下「短時間勤務職員」という。）が従事した場合に                  おける当該特殊勤務手当の額は、職員の勤務時間、                  休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。                  以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項若し                  しくは第4項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等                  に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号。以下                  「県費負担教職員勤務時間条例」という。）第2条                  第3項若しくは第4項の規定により勤務時間が定め                  られた者にあつてはその者の勤務時間を勤務時間条                  例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第                  2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を<u>そ                  れぞれ条例に規定する額に乗じて得た額</u>（その額に                  1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て                  た額）とし、勤務時間条例第2条第5項又は県費負                  担教職員勤務時間条例第2条第5項の規定により勤                  務時間が定められた者にあつては人事委員会が別に                  定める額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>(手当の支給の特例)</p> <p>第4条 次に掲げる特殊勤務手当が支給される業務に                  給与条例第1条の2に規定する短時間勤務職員（以                  下「短時間勤務職員」という。）が従事した場合に                  おける当該特殊勤務手当の額は、<u>それぞれ条例に規                  定する額に</u>職員の勤務時間、休暇等に関する条例                  （平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条                  例」という。）第2条第3項若しくは第4項又は県                  費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平                  成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤                  務時間条例」という。）第2条第3項若しくは第4                  項の規定により勤務時間が定められた者にあつては                  その者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は                  県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定す                  る勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額                  に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨                  てた額）とし、勤務時間条例第2条第5項又は県費                  負担教職員勤務時間条例第2条第5項の規定により                  勤務時間が定められた者にあつては人事委員会が別                  に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 教員特殊業務手当（条例第23条第1項第7号                  及び第8号の業務に限る。）</u></p> <p>2～4 略</p>

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月29日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

**鳥取県人事委員会規則第8号**

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(教育職給料表)</p> <p>第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 教育・学術振興課の課長補佐及び係長（私立学校、私立専修学校及び私立各種学校を担当する者に限る。）</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p><u>(6) 公文書館の県史編さん室長、総括専門員及び専門員、保育専門学院の次長、課長及び講師、鳥取看護専門学校の副校長、教務主幹、教務主任及び講師並びに倉吉総合看護専門学校の副校長、課長、教務主幹、教務主任及び講師</u></p> <p><u>(7) 男女共同参画センターの課長補佐及び係長（学校との連携及び学校における啓発に関する業務を担当する者に限る。）</u></p> <p><u>(8) 皆成学園の係長（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）</u></p> <p><u>(9) 福祉相談センターの係長（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）及び児童相談所の係長（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）</u></p> <p><u>(10) 教育総務課の係長（学校教育の指導を担当する者に限る。）及び健康管理主事、小中学校課の指導主事及び管理主事、特別支援教育課の係長（学校教育の指導又は教員の人事を担当する者に限る。）</u>、指導主事及び管理主事、高等学校課の高校教育主査、係長（学校教育の指導又は教員の人事を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主事、家庭・地域教育課の社会教育主査、係長（地域社会教育又は家庭教育を担当する者に限る。）、指導主事及び社会教育主事、人権教育課</p>	<p>(教育職給料表)</p> <p>第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 教育・学術振興課の企画員（私立学校、私立専修学校及び私立各種学校を担当する者に限る。）</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p><u>(6) 総合事務所の文化財主事</u></p> <p><u>(7) 公文書館の県史編さん室長、総括専門員及び専門員、保育専門学院の部長及び講師、鳥取看護専門学校の副校長、教務主幹、教務主任及び講師並びに倉吉総合看護専門学校の副校長、部長、教務主幹、教務主任及び講師</u></p> <p><u>(8) 男女共同参画センターの企画員（学校との連携及び学校における啓発に関する業務を担当する者に限る。）</u></p> <p><u>(9) 皆成学園の副主幹（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）及び専門指導員</u></p> <p><u>(10) 福祉相談センターの副主幹（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）及び児童相談所の副主幹（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）</u></p> <p><u>(11) 教育総務課の健康管理主事、小中学校課の指導主事及び管理主事、特別支援教育課の係長（学校教育の指導又は教員の人事を担当する者に限る。）</u>、指導主事及び管理主事、高等学校課の高校教育主査、係長（学校教育の指導又は教員の人事を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主事、家庭・地域教育課の社会教育主査、係長（地域社会教育又は家庭教育を担当する者に限る。）、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、係長（社会教育又は学校教育を担当</p>

の指導主査、係長（社会教育又は学校教育を担当する者に限る。）及び指導主事、文化財課の文化財主査、係長（文化財の保護を担当する者に限る。）及び文化財主事並びにスポーツ健康教育課の係長（体育・スポーツ又は健康教育を担当する者に限る。）及び指導主事

(11) 教育センターの係長（研修の企画運営を担当する者に限る。）、指導主事及び研修主事

(12) 図書館の資料相談員

(13) 略

(14) 青年の家又は少年自然の家の係長（社会教育の指導を担当する者に限る。）、指導主事及び専門指導員

(15) 埋蔵文化財センターの係長（埋蔵文化財の普及啓発、遺跡の調査又は作業員の雇用を担当する者に限る。）及び文化財主事

(16) むきばんだ史跡公園の係長（史跡の調査及び整備を担当する者に限る。）及び文化財主事

2 略

3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1)・(2) 略

(3) 教育・学術振興課の課長補佐及び係長（私立学校、私立専修学校及び私立各種学校を担当する者に限る。）

(4)～(6) 略

(7) 略

(8) 男女共同参画センターの課長補佐及び係長（学校との連携及び学校における啓発に関する業務を担当する者に限る。）

(9) 皆成学園の係長（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）

(10) 福祉相談センターの係長（学校等関係機関の調整強化を担当する者に限る。）及び児童相談所の係長（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）

(11) 教育総務課の係長（学校教育の指導を担当する者に限る。）及び健康管理主事、小中学校課の義務教育主査、係長（学校教育の指導又は教員の人事を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主事、特別支援教育課の係長（学校教育の指導又は教員の人事を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主事、家庭・地域教育課の社会教育主

する者に限る。）及び指導主事、文化財課の文化財主査、係長（文化財の保護を担当する者に限る。）及び文化財主事並びにスポーツ健康教育課の係長（体育・スポーツ又は健康教育を担当する者に限る。）及び指導主事

(12) 教育センターの教科教育係長、教職教育係長、指導主事及び研修主事

(13) 図書館の郷土資料課長、収集・整理係長及び資料相談員

(14) 略

(15) 青年の家又は少年自然の家の指導係長及び専門指導員

(16) 埋蔵文化財センターの企画研究係長、青谷上寺地遺跡調査係長、調整係長、副主幹（調査を担当する者に限る。）及び文化財主事

(17) むきばんだ史跡公園の調査整備係長及び文化財主事

2 略

3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1)・(2) 略

(3) 教育・学術振興課の企画員（私立学校、私立専修学校及び私立各種学校を担当する者に限る。）

(4)～(6) 略

(7) 総合事務所の文化財主事

(8) 略

(9) 男女共同参画センターの企画員（学校との連携及び学校における啓発に関する業務を担当する者に限る。）

(10) 皆成学園の副主幹（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）及び専門指導員

(11) 福祉相談センターの副主幹（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）及び児童相談所の副主幹（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）

(12) 教育総務課の健康管理主事、小中学校課の義務教育主査、係長（学校教育の指導又は教員の人事を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主事、特別支援教育課の係長（学校教育の指導又は教員の人事を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主事、家庭・地域教育課の社会教育主査、係長（地域社会教育又は家庭教育を担当する者に

査、係長（地域社会教育又は家庭教育を担当する者に限る。）、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、係長（社会教育又は学校教育を担当する者に限る。）及び指導主事、文化財課の文化財主査、係長（文化財の保護を担当する者に限る。）及び文化財主事並びにスポーツ健康教育課の係長（体育・スポーツ又は健康教育を担当する者に限る。）及び指導主事

(12) 教育センターの係長（研修の企画運営を担当する者に限る。）、指導主事及び研修主事

(13) 図書館の資料相談員

(14) 略

(15) 教育局の係長（教職員の人事、学校教育及び社会教育を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主事

(16) 青年の家又は少年自然の家の係長（社会教育の指導を担当する者に限る。）、指導主事及び専門指導員

(17) 埋蔵文化財センターの係長（埋蔵文化財の普及啓発、遺跡の調査又は作業員の雇用を担当する者に限る。）及び文化財主事

(19) むさびんだ史跡公園の係長（史跡の調査及び整備を担当する者に限る。）及び文化財主事

4 略

(医療職給料表)

第4条 医療職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1) 中部総合事務所、西部総合事務所、東部福祉保健事務所又は東部生活環境事務所の局長、所長、副局長、副所長、参事監、課長、医長、副医長及び医師

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

2 医療職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1) 総合事務所福祉保健局健康支援課又は東部福祉保健事務所健康支援課の課長（人事委員会が定めるものに限る。）、課長補佐（人事委員会が定めるものに限る。）、係長（人事委員会が定めるものに限る。）、診療放射線主任、管理栄養主

限る。）、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、係長（社会教育又は学校教育を担当する者に限る。）及び指導主事、文化財課の文化財主査、係長（文化財の保護を担当する者に限る。）及び文化財主事並びにスポーツ健康教育課の係長（体育・スポーツ又は健康教育を担当する者に限る。）及び指導主事

(13) 教育センターの教科教育係長、教職教育係長、指導主事及び研修主事

(14) 図書館の郷土資料課長、収集・整理係長及び資料相談員

(15) 略

(16) 教育局の係長、副主幹（社会教育を担当する者に限る。）、指導主事及び管理主事

(17) 青年の家又は少年自然の家の指導係長及び専門指導員

(18) 埋蔵文化財センターの企画研究係長、青谷上寺地遺跡調査係長、調整係長、副主幹（調査を担当する者に限る。）及び文化財主事

(19) むさびんだ史跡公園の調査整備係長及び文化財主事

4 略

(医療職給料表)

第4条 医療職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1) 東部総合事務所、中部総合事務所又は西部総合事務所の局長、副局長、課長、医長、副医長及び医師

(2) 日野総合事務所の医療指導監

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

2 医療職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1) 総合事務所福祉保健局健康支援課の課長（人事委員会が定めるものに限る。）、課長補佐（人事委員会が定めるものに限る。）、医薬・疾病対策室長（人事委員会が定めるものに限る。）、医薬・感染症対策室長（人事委員会が定めるものに

任、歯科衛生主任、薬剤師、診療放射線技師、管理栄養士、衛生技師及び歯科衛生士

(2) 総合事務所生活環境局又は東部生活環境事務所の局長（人事委員会が定めるものに限る。）、所長（人事委員会が定めるものに限る。）、副局長（人事委員会が定めるものに限る。）、副所長（人事委員会が定めるものに限る。）、参事（人事委員会が定めるものに限る。）、環境・循環推進課の課長（人事委員会が定めるものに限る。）、課長補佐（人事委員会が定めるものに限る。）、係長（人事委員会が定めるものに限る。）及び衛生技師並びに生活安全課の課長、課長補佐（人事委員会が定めるものに限る。）、係長（人事委員会が定めるものに限る。）及び衛生技師

(3) 総合療育センターの係長（人事委員会が定めるものに限る。）、診療放射線主任、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、管理栄養主任、臨床心理主任、薬剤師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、臨床心理士、臨床検査技師及び衛生技師

(4) 鳥取療育園の係長（人事委員会が定めるものに限る。）、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士

(5) 略

(6) 食肉衛生検査所の所長、次長、課長補佐（人事委員会が定めるものに限る。）、係長（人事委員会が定めるものに限る。）及び衛生技師

(7) 境港水産事務所の係長（人事委員会が定めるものに限る。）及び衛生技師

3 医療職給料表(3)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1) 総合事務所又は東部福祉保健事務所の看護師及び准看護師

(2) 総合療育センターの部長（看護部の部長に限る。）、看護師長、副看護師長、係長（人事委員会が定めるものに限る。）、看護主任、看護師及び准看護師

(3)・(4) 略

限る。）、副主幹（人事委員会が定めるものに限る。）、診療放射線主任、管理栄養主任、歯科衛生主任、薬剤師、診療放射線技師、管理栄養士、衛生技師及び歯科衛生士

(2) 総合事務所福祉保健局福祉保健課の保健衛生係長（人事委員会が定めるものに限る。）及び衛生技師

(3) 総合事務所生活環境局の局長（人事委員会が定めるものに限る。）、副局長（人事委員会が定めるものに限る。）、参事（人事委員会が定めるものに限る。）、環境・循環推進課の課長（人事委員会が定めるものに限る。）、課長補佐（人事委員会が定めるものに限る。）、主幹（人事委員会が定めるものに限る。）、副主幹（人事委員会が定めるものに限る。）及び衛生技師並びに生活安全課の課長、課長補佐（人事委員会が定めるものに限る。）、主幹（人事委員会が定めるものに限る。）、動物・自然公園係長（人事委員会が定めるものに限る。）、副主幹（人事委員会が定めるものに限る。）及び衛生技師

(4) 総合療育センターの副主幹（人事委員会が定めるものに限る。）、診療放射線主任、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、管理栄養主任、臨床心理主任、薬剤師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、臨床心理士、臨床検査技師及び衛生技師

(5) 鳥取療育園の企画外来係長、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士

(6) 略

(7) 食肉衛生検査所の所長、次長、主幹（人事委員会が定めるものに限る。）、係長、副主幹（人事委員会が定めるものに限る。）及び衛生技師

(8) 境港水産事務所の副主幹（人事委員会が定めるものに限る。）及び衛生技師

3 医療職給料表(3)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1) 総合事務所の看護師及び准看護師

(2) 総合療育センターの部長（看護部の部長に限る。）、看護師長、副看護師長、副主幹（人事委員会が定めるものに限る。）、看護主任、看護師及び准看護師

(3)・(4) 略

<p>(5) 中部療育園の看護師及び<u>係長</u>（人事委員会 定めるものに限る。）</p> <p>(海事職給料表)</p> <p>第5条 海事職給料表は、船舶に乗り組む職員で、次 に掲げるものに対して適用する。</p> <p>(1) 船長、機関長、<u>課長補佐</u>、一等航海士、一等 機関士、二等航海士、二等機関士、通信長、航海 士長、<u>機関士長</u>、漁業取締専門員、航海士、機関 士及び通信士</p> <p>(2) 略</p>	<p>(5) 中部療育園の看護師及び<u>副主幹</u>（人事委員会 が定めるものに限る。）</p> <p>(海事職給料表)</p> <p>第5条 海事職給料表は、船舶に乗り組む職員で、次 に掲げるものに対して適用する。</p> <p>(1) 船長、機関長、<u>主幹</u>、一等航海士、一等機関 士、二等航海士、二等機関士、通信長、航海士 長、漁業取締専門員、航海士、機関士及び通信士</p> <p>(2) 略</p>
--	---

## 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第9号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前																											
別表第3の4（第2条の4関係） 教育職給料表(1)級別資格基準表 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> 備考 1 略 2 教育職給料表(1)の適用を受ける指導主査、社会教育主査、高校教育主査、文化財主査、係長、課長、指導主事、社会教育主事、管理主事、文化財主事、健康管理主事、研修主事、資料相談員、専門員、学芸員補、専門指導員、室長、総括専門員、 <u>課長補佐、次長、教務主幹及び教務主任</u> に係る資格基準については、人事委員会が別に定める。		別表第3の4（第2条の4関係） 教育職給料表(1)級別資格基準表 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> 備考 1 略 2 教育職給料表(1)の適用を受ける指導主査、社会教育主査、高校教育主査、文化財主査、係長、 <u>副主幹、課長、部長</u> 、指導主事、社会教育主事、管理主事、文化財主事、健康管理主事、研修主事、資料相談員、専門員、学芸員補、専門指導員、 <u>企画員</u> 、室長、総括専門員、教務主幹及び教務主任に係る資格基準については、人事委員会が別に定める。																											
別表第3の5（第2条の4関係） 教育職給料表(2)級別資格基準表 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> 備考 教育職給料表(2)の適用を受ける指導主査、社会教育主査、義務教育主査、文化財主査、係長、課長、指導主事、社会教育主事、管理主事、文化財主事、健康管理主事、研修主事、資料相談員、専門員、学芸員補、専門指導員、室長、 <u>総括専門員及び課長補佐</u> に係る資格基準については、人事委員会が別に定める。		別表第3の5（第2条の4関係） 教育職給料表(2)級別資格基準表 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> 備考 教育職給料表(2)の適用を受ける指導主査、社会教育主査、義務教育主査、文化財主査、係長、 <u>副主幹</u> 、課長、指導主事、社会教育主事、管理主事、文化財主事、健康管理主事、研修主事、資料相談員、専門員、学芸員補、専門指導員、 <u>企画員</u> 、室長及び総括専門員に係る資格基準については、人事委員会が別に定める。																											
別表第3の10（第2条の4関係） 海事職給料表級別資格基準表 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職種</th> <th rowspan="2">職務 の級 学歴 免許</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>		職種	職務 の級 学歴 免許	1級	2級	3級	4級	5級	略						別表第3の10（第2条の4関係） 海事職給料表級別資格基準表 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職種</th> <th rowspan="2">職務 の級 学歴 免許</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>		職種	職務 の級 学歴 免許	1級	2級	3級	4級	5級	略					
職種	職務 の級 学歴 免許			1級	2級	3級	4級	5級																					
		略																											
職種	職務 の級 学歴 免許	1級	2級	3級	4級	5級																							
		略																											

関長、一  
等航海  
士、一等  
機関士、  
二等航海  
士、二等  
機関士、  
通信長、  
航海士  
長、機関  
士長、漁  
業取締専  
門員、航  
海士、機  
関士及び  
通信士

略

関長、一  
等航海  
士、一等  
機関士、  
二等航海  
士、二等  
機関士、  
通信長、  
航海士  
長、航海  
士、機関  
士及び通  
信士

略

別表第12（第3条の2関係）

海事職給料表初任給基準表

職種	学歴免許	初任給
船長、機関長、一等航海士、一等機関士、二等航海士、二等機関士、通信長、航海士長、 <u>機関士長</u> 、 <u>漁業取締専門員</u> 、航海士、機関士及び通信士	略	
略		

別表第12（第3条の2関係）

海事職給料表初任給基準表

職種	学歴免許	初任給
船長、機関長、一等航海士、一等機関士、二等航海士、二等機関士、通信長、航海士長、航海士、機関士及び通信士	略	
略		

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

**鳥取県人事委員会規則第10号**

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第2条、第3条関係）				別表第1（第2条、第3条関係）			
組織		職	区分	組織		職	区分
知事の 事務部 局	本庁	統轄監 部長（ <u>名古屋代 表部</u> の部長を除く。）  未来づくり推進 局の局長（人事 委員会が承認し たものに限 る。） 危機管理局の局 長（人事委員会 が承認したもの に限る。） <u>東部振興監（人 事委員会が承認 したものに限 る。）</u> 文化観光局の局 長（人事委員会 が承認したもの に限る。）	1種	知事の 事務部 局	本庁	統轄監 部長（ <u>農業大学 校及び農林総合 研究所企画総務 部</u> の部長を除く。） 未来づくり推進 局の局長（人事 委員会が承認し たものに限 る。） 危機管理局の局 長（人事委員会 が承認したもの に限る。）  文化観光局の局 長（人事委員会 が承認したもの に限る。） <u>行政監察監（人 事委員会が承認 したものに限 る。）</u> <u>衛生環境研究所 の所長（人事委 員会が承認した ものに限る。）</u>	1種

	<p>会計管理者（人事委員会が承認したものに限る。）                  東京本部の本部長（人事委員会が承認したものに限る。）                  関西本部の本部長（人事委員会が承認したものに限る。）                  理事監</p>			<p>会計管理者（人事委員会が承認したものに限る。）                  東京本部の本部長（人事委員会が承認したものに限る。）                  関西本部の本部長（人事委員会が承認したものに限る。）                  理事監</p>	
	<p>次長（衛生環境研究所、消費生活センター、農業大学校及び農林総合研究所園芸試験場の次長を除く。）                  局長                  筆頭総室長                  総室長</p> <p><u>原子力安全対策監</u></p> <p>東京本部の本部長                  関西本部の本部長                  行財政改革局職員人材開発センターの所長（人事委員会が承認したものに限る。）  <u>東部振興監</u>  <u>副局長（人事委員会が承認したものに限る。）</u>                  官房長                  衛生環境研究所</p>	<p>2種</p>		<p>次長（衛生環境研究所、消費生活センター、農業大学校及び農林総合研究所園芸試験場の次長を除く。）                  局長                  筆頭総室長  <u>総室長（森林・林業総室の総室長を除く。）</u>  <u>危機管理局の副局長（人事委員会が承認したものに限る。）</u>                  東京本部の本部長                  関西本部の本部長                  行財政改革局職員人材開発センターの所長（人事委員会が承認したものに限る。）                  官房長                  衛生環境研究所</p>	<p>2種</p>

	<p>の所長（人事委員会が承認したものに限る。） 校長（人事委員会が承認したものに限る。）</p> <p>農林総合研究所の所長 農林総合研究所農業試験場の場長（人事委員会が承認したものに限る。）</p> <p>会計管理者 参事監</p>				<p>の所長（人事委員会が承認したものに限る。） <u>農業大学校の校長</u>（人事委員会が承認したものに限る。）</p> <p>農林総合研究所の所長 農林総合研究所農業試験場の場長（人事委員会が承認したものに限る。）</p> <p><u>行政監察監</u> 会計管理者 参事監</p>	
	<p>課長（<u>衛生環境研究所の課長を除き、農業大学校の課長にあつては人事委員会が承認したものに限る。</u>）</p> <p><u>総括検査専門員</u> 副本部長 名古屋代表部の部長 行財政改革局職員人材開発センターの所長 副局長</p> <p>衛生環境研究所の所長及び次長 砂丘事務所の所長 くらしの安心局消費生活センターの所長 <u>経済産業総室産業振興室の室長</u></p>	<p>3種</p>			<p>課長（<u>衛生環境研究所及び農業大学校の課長を除く。</u>）</p> <p><u>危機管理局の副局長</u></p> <p>副本部長 名古屋代表部の部長 行財政改革局職員人材開発センターの所長 <u>文化観光局の副局長</u> <u>副官房長</u> 衛生環境研究所の所長及び次長 砂丘事務所の所長 くらしの安心局消費生活センターの所長 <u>商工政策室の室長</u></p>	<p>3種</p>

		<p><u>経済産業総室通商物流室の室長</u>  <u>経済産業総室経営支援室の室長</u>  <u>雇用人材総室労働政策室の室長</u>  <u>雇用人材総室就業支援室の室長</u>          農業大学の校長及び次長</p> <p><u>農林総合研究所企画総務課技術普及室の室長</u>          農林総合研究所農業試験場の場長          農林総合研究所園芸試験場の場長及び次長          農林総合研究所畜産試験場の場長          農林総合研究所中小家畜試験場の場長          農林総合研究所林業試験場の場長</p> <p>企画調整幹（人事委員会が承認したものに限る。）</p>	<p>4種</p>			<p>農業大学の校長、次長及び部長  <u>森林・林業総室の総室長</u>  <u>農林総合研究所企画総務部の部長</u>  <u>農林総合研究所企画総務部技術普及室の室長</u>          農林総合研究所農業試験場の場長          農林総合研究所園芸試験場の場長及び次長          農林総合研究所畜産試験場の場長          農林総合研究所中小家畜試験場の場長          農林総合研究所林業試験場の場長  <u>総括検査専門員</u>          企画調整幹（人事委員会が承認したものに限る。）</p>	<p>4種</p>
		<p>室長（管理職手当に係る区分が3種の職を占める職員並びに衛生環境研究所及び農林総合研究</p>				<p>室長（管理職手当に係る区分が3種の職を占める職員並びに衛生環境研究所及び農林総合研究</p>	

		所の室長を除く。) 危機管理専門官 企画調整幹 <u>東部振興課のチ</u> <u>ーム長（人事委</u> <u>員会が承認した</u> <u>ものに限る。）</u> <u>中山間地域振興</u> <u>リーダー（人事</u> <u>委員会が承認し</u> <u>たものに限</u> <u>る。）</u> 民工芸振興官				所の室長を除く。) 危機管理専門官 企画調整幹  民工芸振興官	
		略				略	
地方 機関	総合事務所	略		地方 機関	総合事務所	略	
		所長（農業改良 普及所の所長を 除く。） 局長（中部総合 事務所福祉保健 局及び西部総合 事務所福祉保健 局の局長並びに 人事委員会が承 認したものに限 る。）  副局長（人事委 員会が承認した ものに限る。） <u>参事監</u>	2種			所長（農業改良 普及所の所長を 除く。） 局長（ <u>東部総合</u> <u>事務所福祉保健</u> <u>局</u> 、中部総合事 務所福祉保健局 及び西部総合事 務所福祉保健局 の局長並びに人 事委員会が承認 したものに限 る。） 副局長（人事委 員会が承認した ものに限る。）	2種
		局長（中部総合 事務所福祉保健 局及び西部総合 事務所福祉保健 局の局長を除 く。）  副局長 課長 農業改良普及所 の所長	3種			局長（ <u>東部総合</u> <u>事務所福祉保健</u> <u>局</u> 、中部総合事 務所福祉保健局 及び西部総合事 務所福祉保健局 の局長を除 く。） 副局長 課長 農業改良普及所 の所長	3種

	西部農業改良普及所大山普及支所の支所長		西部農業改良普及所大山普及支所の支所長		
	基盤整備室の室長		基盤整備室の室長		
	大山・弓浜農業用水対策室の室長		大山・弓浜農業用水対策室の室長		
	室長（管理職手当に係る区分が3種の職を占める職員を除く。）	4種	室長（管理職手当に係る区分が3種の職を占める職員を除く。）	4種	
	チーム長（人事委員会が承認したものに限り。）		<u>農商工連携チームのチーム長</u> （人事委員会が承認したものに限り。）		
	<u>中山間地域振興リーダー（人事委員会が承認したものに限り。）</u>				
	用地専門員	5種	<u>税務専門員</u> 用地専門員	5種	
略			略		
公文書館	館長（人事委員会が承認したものに限り。）	2種	公文書館	館長（人事委員会が承認したものに限り。）	2種
略			略		
県税事務所	所長（人事委員会が承認したものに限り。）	2種			
	所長 副所長 課長	3種			
	税務専門員	5種			
米子工事検査事務所	所長	4種			
	検査専門員	5種			
男女共同参画センター	所長	3種	男女共同参画センター	所長	3種
東部福祉保	所長	2種			

健事務所	副所長（人事委員会が承認したものに限る。）	
	副所長 課長	3種
略		
児童相談所	所長	3種
	次長（人事委員会が承認したものに限る。）	4種
略		
保育専門学院	院長	3種
略		
倉吉総合看護専門学校	略	
	課長（人事委員会が承認したものに限る。）	4種
精神保健福祉センター	略	
	所長 次長（人事委員会が承認したものに限る。）	3種
東部生活環境事務所	所長（人事委員会が承認したものに限る。）	2種
	副所長（人事委員会が承認したものに限る。）	
	所長 副所長 課長	3種
略		
産業人材育成センター	所長	3種
	校長	
東部農林事務所	所長（人事委員会が承認したものに限る。）	2種
	副所長（人事委員会が承認したものに限る。）	
	所長 副所長 課長	3種
	室長	4種
略		
略		
高等技術専門校	校長	3種

		鳥獣対策センター	所長 副所長	3種					
		略							
		とっとり賀露かっこ館	館長	3種		とっとり賀露かっこ館	館長	3種	
		県土整備事務所	所長（人事委員会が承認したものに限る。） 副所長（人事委員会が承認したものに限る。）	2種					
			所長 副所長 課長 山陰道・岩美道路推進室の室長	3種					
			室長（山陰道・岩美道路推進室の室長を除く。）	4種					
			用地専門員	5種					
		略							
		鳥取港湾事務所	所長	3種		鳥取港湾事務所	所長	3種	
						米子工事検査事務所	所長 検査専門員	4種 5種	
		略							
教育委員会事務局及び教育機関	教育委員会事務局	本庁	略			教育委員会事務局	本庁	略	
			教育次長 次長 センター長（人事委員会が承認したものに限る。） 参事監	2種	教育次長 次長			2種	
			センター長 課長	3種	参事監			3種	
			略		課長				
		略							
教育機関	教育機関	教育センター	略			教育機関	教育センター	略	
			所長 副所長（人事委員会が承認したものに限る。）	2種	所長			2種	

		副所長 課長	3種
	略		
略			

		次長 課長 室長	3種
	略		
略			

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第11号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
機関	職員	機関	職員
略		略	
知事 の 事 務 部 局	本庁 統轄監 部長 理事監 本部長 <u>東部振興監</u> 次長 参事監 局長 官房長 筆頭総室長 総 室長 場長 所長（農林総合研 究所園芸試験場の所長を除 く。） <u>原子力安全対策監</u> 課 長（農業大学の課長を除 く。） 室長（衛生環境研究 所の室長及び農林総合研究 所の室長（技術普及室の室 長を除く。）を除く。） 副 局長 副 本部長 校長 危機管理専門 官 企画調整幹 民工芸振興 官 参事 <u>チーム長（東部振興課                      のチーム長に限る。）</u> 税務専 門員 医長 課長補佐（課内業 務の総括又は庶務に関する 事務を行う課長補佐、総務 課の課長補佐のうち知事若 しくは副知事の秘書又は庁 舎の秩序の維持に関する事 務を行うもの、人事企画課 の課長補佐及び業務効率推 進課の課長補佐のうち行政 組織又は職員定数に関する 事務を行うものに限る。） 総括主計員 主計員 係長 （総務課の係長のうち知事 若しくは副知事の秘書に関 する事務を行うもの、人事 企画課の係長、業務効率推 進課の係長のうち行政組織 又は職員	知事 の 事 務 部 局	本庁 統轄監 部長（ <u>農業大学の部                      長を除く。</u> ） 理事監 本部長 次長 参事監 局長 官房長 筆頭総室長 総室長 場長 所長（農林総合研究所園芸 試験場の所長を除く。） <u>行政監察                      監</u> 課長（農業大学の課長を 除く。） 室長（衛生環境研 究所の室長及び農林総合研 究所の室長（技術普及室の 室長を除く。）を除く。） 副 局長 副 本部長 <u>副官房長</u> 校長 危 機管理専門官 企画調整幹 民工芸振興官 参事 税務専 門員 医長 課長補佐（課内業 務の総括又は庶務に関する 事務を行う課長補佐、総務 課の課長補佐のうち知事若 しくは副知事の秘書又は庁 舎の秩序の維持に関する事 務を行うもの、人事企画課 の課長補佐及び業務効率推 進課の課長補佐のうち行政 組織又は職員定数に関する 事務を行うものに限る。） <u>主幹（農林総合研                      究所企画総務部総務担当の                      主幹に限る。）</u> 総括主計員 主計員 <u>企画員 主任監察員</u> 係長（総務課の係長のうち 知事若しくは副知事の秘書 に関する事務を行うもの、 人事企画課の係

	定数に関する事務を行うもの及び福利厚生課の係長に限る。) 主事(総務課の主事のうち知事又は副知事の秘書に関する事務を行うもの及び人事企画課の主事のうち人事、給与又は服務に関する事務を行うものに限る。)		長、業務効率推進課の係長のうち行政組織又は職員定数に関する事務を行うもの及び福利厚生課の係長に限る。) <u>監察員</u> 主事(総務課の主事のうち知事又は副知事の秘書に関する事務を行うもの及び人事企画課の主事のうち人事、給与又は服務に関する事務を行うものに限る。)
総合事務所	所長 局長 副局長 <u>参事監</u> 課長 支所長 室長 チーム長 参事 課長補佐(庶務又は庁舎管理に関する事務を行う課長補佐に限る。)	総合事務所	所長 局長 副局長 課長 支所長 室長 ( <u>心と女性の相談室、医薬・疾病対策室及び医薬・感染症対策室の室長を除く。)</u> チーム長 参事 <u>医療指導監</u> 課長補佐(庶務又は庁舎管理に関する事務を行う課長補佐に限る。) <u>主幹(庶務に関する事務を行う主幹に限る。)</u>
略		略	
公文書館	館長 参事	公文書館	館長 参事
県税事務所	所長 副所長 課長 課長補佐 (庶務又は庁舎管理に関する事務を行う課長補佐に限る。)		
米子工事検査事務所	所長		
男女共同参画センター	所長 次長	男女共同参画センター	所長 次長
東部福祉保健事務所	所長 副所長 課長		
略		略	
倉吉総合看護専門学校	校長 副校長 <u>教務課長</u> 次長	倉吉総合看護専門学校	校長 副校長 <u>教務部長</u> 次長
精神保健福祉衛生センター	所長 次長	精神保健福祉衛生センター	所長 次長
東部生活環境事務所	所長 副所長 課長		
略		略	
産業人材育成センター	所長 校長 副校長 <u>課長補佐</u> (庶務に関する事務を行う <u>課長補佐</u> に限る。)	高等技術専門学校	校長 副校長 <u>主幹</u> (庶務に関する事務を行う <u>主幹</u> に限る。)
東部農林事務所	所長 副所長 課長 室長 参事		
鳥獣対策セン	所長 副所長		

ター		
略		
水産試験場	場長	課長補佐（庶務に関する事務を行う課長補佐に限る。） 船長
栽培漁業センター	所長	課長補佐（庶務に関する事務を行う課長補佐に限る。）
とっとり賀露かっこ館	館長	
県土整備事務所	所長	副所長 課長 室長 参事
略		
鳥取港湾事務所	所長	次長
略		
教育委員会事務局等の事務部局等	教育本庁	教育長 理事監 教育次長 次長 参事監 課長 室長 参事 センター長 義務教育主査 高校教育主査 課長補佐（課内業務の総括又は庶務に関する事務を行う課長補佐及び教育総務課の課長補佐に限る。） 係長（教育総務課の係長のうち給与、人事又は企画調整に関する事務を行うもの、小中学校課及び高等学校課の係長のうち人事に関する事務を行うもの並びに特別支援教育課の係長のうち庶務又は人事に関する事務を行うものに限る。） 管理主事（小中学校課、特別支援教育課及び高等学校課の管理主事のうち人事に関する事務を行うものに限る。） 主事（教育総務課の主事のうち給与、人事又は企画調整に関する事務を行うもの並びに小中学校課及び高等学校課の主事のうち人事に関する事務を行うものに限る。）
	地方教育機関	局長 次長 係長（人事関係の企画に関する事務を行う係長に限る。） 係員（人事関係の企画に関する事務を行う係員に限る。）

略		
水産試験場	場長	主幹（庶務に関する事務を行う主幹に限る。） 船長
栽培漁業センター	所長	主幹（庶務に関する事務を行う主幹に限る。）
とっとり賀露かっこ館	館長	
略		
鳥取港湾事務所	所長	次長
米子工事検査事務所	所長	
略		
教育委員会事務局等の事務部局等	教育本庁	教育長 理事監 教育次長 次長 参事監 課長 室長 参事 義務教育主査 高校教育主査 課長補佐（課内業務の総括又は庶務に関する事務を行う課長補佐及び教育総務課の課長補佐に限る。） 係長（教育総務課の係長のうち給与、人事又は企画調整に関する事務を行うもの、小中学校課及び高等学校課の係長のうち人事に関する事務を行うもの並びに特別支援教育課の係長のうち庶務又は人事に関する事務を行うものに限る。） 管理主事（小中学校課、特別支援教育課及び高等学校課の管理主事のうち人事に関する事務を行うものに限る。） 主事（教育総務課の主事のうち給与、人事又は企画調整に関する事務を行うもの並びに小中学校課及び高等学校課の主事のうち人事に関する事務を行うものに限る。）
	地方教育機関	局長 次長 学事係長 学事係員（人事関係の企画に関する事務を行う係員に限る。）

			る。)				
教 育 機 関	教育セ ンター	所長	副所長	課長	教 育 機 関	教育セ ンター	所長 次長 課長
略		略		略		略	
備考				備考			
1 略				1 略			
2 略				2 この表中、「企画員」とは、企画員のうち庶務に関する事務を行う企画員をいう。			
				3 略			

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

**鳥取県人事委員会規則第12号**

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
別表（第2条関係） 1～8 略 9 日吉津村 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">機 関</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">村長部局</td> <td style="text-align: center;">課長 <u>会計管理者</u> 出納室長</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育委員会事務局</td> <td style="text-align: center;">教育長 課長 <u>参事</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> 10～28 略 備考 略	機 関	職	略		村長部局	課長 <u>会計管理者</u> 出納室長	略		教育委員会事務局	教育長 課長 <u>参事</u>	略		別表（第2条関係） 1～8 略 9 日吉津村 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">機 関</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">村長部局</td> <td style="text-align: center;">課長 出納室長</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育委員会事務局</td> <td style="text-align: center;">教育長 課長</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> 10～28 略 備考 略	機 関	職	略		村長部局	課長 出納室長	略		教育委員会事務局	教育長 課長	略	
機 関	職																								
略																									
村長部局	課長 <u>会計管理者</u> 出納室長																								
略																									
教育委員会事務局	教育長 課長 <u>参事</u>																								
略																									
機 関	職																								
略																									
村長部局	課長 出納室長																								
略																									
教育委員会事務局	教育長 課長																								
略																									

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

職員の仕事の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月29日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第13号

職員の仕事の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の仕事の級の分類に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後										改正前									
別表第1 行政職給料表級別職務分類表（第2条関係）										別表第1 行政職給料表級別職務分類表（第2条関係）									
組織	職務の級									組織	職務の級								
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
知事の本庁の事務部局	企画課									知事の本庁の事務部局	未来戦略課								
	略										略								
	危機管理通										危機管理通								
	略										略								
	地域振興課										企画課								
	東部振興課										企画課								
	文化観光局										文化観光局								
	略										略								
	商工政策課										商工政策室								
	略										略								
農林水産部	農林総合研究									農林水産部	農林総合研究								
	農林総合研究										農林総合研究								
本庁共通（本庁の他の項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。）										本庁共通（本庁の他の項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。）									
主事	主事	係長	課長補佐	課長補佐	課長	副局長	次長	統轄監		主事	主事	係長	課長補佐	課長補佐	課長	副局長	次長	統轄監	
機械技師	機械技師	主計員	主計員	主計員	主計員	主計員	主計員	主計員		機械技師	機械技師	主計員	主計員	主計員	主計員	主計員	主計員	主計員	
師	師	師	師	師	師	師	師	師		師	師	師	師	師	師	師	師	師	
電気技師	電気技師	主計員	主計員	主計員	主計員	主計員	主計員	主計員		電気技師	電気技師	主計員	主計員	主計員	主計員	主計員	主計員	主計員	
師	師	師	師	師	師	師	師	師		師	師	師	師	師	師	師	師	師	
薬剤師	薬剤師	副主幹	主幹	主幹	主幹	主幹	主幹	主幹		薬剤師	薬剤師	副主幹	主幹	主幹	主幹	主幹	主幹	主幹	
衛生技師	衛生技師	主任	主任	主任	主任	主任	主任	主任		衛生技師	衛生技師	主任	主任	主任	主任	主任	主任	主任	
理療師	理療師	主任	主任	主任	主任	主任	主任	主任		理療師	理療師	主任	主任	主任	主任	主任	主任	主任	
法士	法士	主任	主任	主任	主任	主任	主任	主任		法士	法士	主任	主任	主任	主任	主任	主任	主任	
保健師	保健師	主任	主任	主任	主任	主任	主任	主任		保健師	保健師	主任	主任	主任	主任	主任	主任	主任	
看護師	看護師	主任	主任	主任	主任	主任	主任	主任		看護師	看護師	主任	主任	主任	主任	主任	主任	主任	
管理栄養士	管理栄養士	主任	主任	主任	主任	主任	主任	主任		管理栄養士	管理栄養士	主任	主任	主任	主任	主任	主任	主任	
歯科衛生士	歯科衛生士	主任	主任	主任	主任	主任	主任	主任		歯科衛生士	歯科衛生士	主任	主任	主任	主任	主任	主任	主任	
生士	生士	主任	主任	主任	主任	主任	主任	主任		生士	生士	主任	主任	主任	主任	主任	主任	主任	
商工技師	商工技師	主任	主任	主任	主任	主任	主任	主任		商工技師	商工技師	主任	主任	主任	主任	主任	主任	主任	
農林技師	農林技師	主任	主任	主任	主任	主任	主任	主任		農林技師	農林技師	主任	主任	主任	主任	主任	主任	主任	
造園技師	造園技師	主任	主任	主任	主任	主任	主任	主任		造園技師	造園技師	主任	主任	主任	主任	主任	主任	主任	
水産技師	水産技師	主任	主任	主任	主任	主任	主任	主任		水産技師	水産技師	主任	主任	主任	主任	主任	主任	主任	

		師 土木技 師 建築技 師 講師	師 土木技 師 建築技 師 講師			総括検 査専門 員 検査専 門員						
地方 機 関	地域振興局				チー ム 長	チー ム 長	チー ム 長					
	農林局						所長 支所長					
地方 機 関	日野振興セン ター						所長		所長	所長		
	総合事務所共 通（総合事務 所の他の項に 職が掲げられ ている場合は、 当該職につい ては本項の規 定を適用しな い。）						副局長 課長 室長	局長 副局長	所長	所長		
略												
	公文書館						館長	館長				
	県税事務所						副所長 課長	所長 副所長				
	米子工事検査事務 所				検査主 幹	検査主 幹	所長 検査専 門員					
	男女共同参画セン ター				次長	次長	所長					
	東部福祉保健事務 所						副所長 課長	所長 副所長				
略												
	総合事務部				次長	次長	部長					
	療育セン ター											
略												
	児童相談所				次長 課長	次長 課長	所長 次長					
	喜多原学園				課長	次長	次長	園長				
略												
	精神保健福祉セン ター				次長 課長	次長 課長	次長					
	東部生活環境事務 所						副所長 課長	所長 副所長				

		師 土木技 師 建築技 師 講師	師 土木技 師 建築技 師 講師			総括検 査専門 員 検査専 門員						
地方 機 関	各 民 局	東部 民 局					農商工 連携チ ームの チー ム 長	農商工 連携チ ームの チー ム 長	農商工 連携チ ームの チー ム 長			
		中部 民 局					農商工 連携チ ームの チー ム 長	農商工 連携チ ームの チー ム 長	農商工 連携チ ームの チー ム 長			
		西部 民 局					農商工 連携チ ームの チー ム 長	農商工 連携チ ームの チー ム 長	農商工 連携チ ームの チー ム 長			
	県税局							副局長				
	福 日野 社 保 健 局							局長				
	福 社保 健 局						室長	室長				
	福 社保 健 局 共 通 （福 社保 健 局の 他の 項に 職が 掲げ られ てい る場 合は、 当該 職に つい ては 本項 の規 定を 適用 しな い。）											
	農林局							所長 支所長				
	総合事務所共 通（総合事務 所の他の項に 職が掲げられ ている場合は、 当該職につい ては本項の規 定を適用しな い。）						課長補 佐 室長補 佐 次長	課長補 佐 室長補 佐 次長	副局長 課長 室長	局長 副局長	所長	所長
略												
	公文書館								館長	館長		
	男女共同参画セン ター						次長	次長	所長			
略												
	総合事務部						事務次 長	事務次 長	部長			
	療育セン ター											
略												
	児童相談所						次長 課長	次長 課長	所長			
	喜多原学園						部長 寮長 副寮長	次長	次長	園長		
略												
	精神保健福祉セン ター						次長 課長	次長 課長	次長			



育 委 員 会 事 務 局 及 び 教 育 機 関	本庁共通（本庁の他の項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。）								課長 室長 参事 センタ 一長	参事 センタ 一長	教育次 長 次長 理事 センタ 一長
教育センター								課長	副所長	所長	所長
博物館	学芸員 補	学芸員 補						副館長 課長		館長	館長
共通	主事 建築技 師 機械技 師 電気技 師 司書	主事 建築技 師 機械技 師 電気技 師 司書	係長 教育相 談員	課長補 佐	課長補 佐						

備考 略

別表第3 教育職給料表(1)級別職務分類表(第2条関係)

組織	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
教育機関 及び教育 委員会事 務局	略					
	図書館		資料相談員	資料相談員		
	略					
	青年の家		係長 指導主事 専門指導員	係長 指導主事 専門指導員	係長	
	少年自然の家		係長 指導主事 専門指導員	係長 指導主事 専門指導員	係長	
理蔵文化財センター		係長 文化財主事	係長 文化財主事	係長		
教育委員会事務局		係長 指導主事 社会教育主 事 管理主事 文化財主事 健康管理主 事	係長 指導主事 社会教育主 事 管理主事 文化財主事 健康管理主 事	指導主査 社会教育主 査 高校教育主 査 文化財主査 係長		
知事の事 務部局	本庁		課長補佐 係長 専門員	課長補佐 係長 専門員		
地方機関	公文書館		室長 総括専門員 専門員	室長 総括専門員 専門員	室長	
	男女共同参画センター		課長補佐 係長	課長補佐 係長		
	皆成学園		係長	係長		
	福祉相談センター		係長	係長		
	児童相談所		係長	係長		
	保育専門学院		次長 課長 講師	次長 課長 講師		
	略					
倉吉総合看護専門学校		副校長 課長 教務主幹 教務主任 講師	副校長 課長			

育 委 員 会 事 務 局 及 び 教 育 機 関	本庁共通（本庁の他の項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。）								課長補 佐	課長補 佐	課長 室長 参事	参事 監 長 次長 理事 監 長	教育次 長 次長 理事 監
教育センター											次長 課長 室長		所長 所長
博物館	学芸員 補	学芸員 補						課長補 佐	課長補 佐	副館長 課長		館長	館長
共通	主事 建築技 師 機械技 師 電気技 師 司書	主事 建築技 師 機械技 師 電気技 師 司書	係長 副主幹 教育相 談員	主幹	主幹								

備考 略

別表第3 教育職給料表(1)級別職務分類表(第2条関係)

組織	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
教育機関 及び教育 委員会事 務局	略					
	図書館		課長 係長 資料相談員	課長 係長 資料相談員	課長 係長	
	略					
	青年の家		係長 専門指導員	係長 専門指導員	係長	
	少年自然の家		係長 専門指導員	係長 専門指導員	係長	
理蔵文化財センター		係長 副主幹 文化財主事	係長 副主幹 文化財主事	係長 副主幹		
教育委員会事務局		係長 副主幹 指導主事 社会教育主 事 管理主事 文化財主事 健康管理主 事	係長 副主幹 指導主事 社会教育主 事 管理主事 文化財主事 健康管理主 事	指導主査 社会教育主 査 高校教育主 査 文化財主査 係長		
知事の事 務部局	本庁		係長 専門員 企画員	係長 専門員 企画員		
地方機関	総合事務所		文化財主事	文化財主事		
	公文書館		室長 総括専門員 専門員	室長 総括専門員 専門員	室長	
	男女共同参画センター		企画員	企画員		
	皆成学園		副主幹 専門指導員	副主幹 専門指導員		
	福祉相談センター		副主幹	副主幹		
	児童相談所		副主幹	副主幹		
保育専門学院		部長 講師				
略						
倉吉総合看護専門学校		副校長 部長 教務主幹 教務主任 講師	副校長 部長			

別表第4 教育職給料表(2)級別職務分類表(第2条関係)

組織		職務の級				
		1級	2級	特2級	3級	4級
教育機関及び教育委員会事務局	略					
	教育機関	略				
	図書館					
			資料相談員	資料相談員		
	略					
	青年の家		係長 指導主事 専門指導員	係長 指導主事 専門指導員	係長	
	少年自然の家		係長 指導主事 専門指導員	係長 指導主事 専門指導員	係長	
	埋蔵文化財センター		係長	係長	係長	
			文化財主事	文化財主事		
	略					
教育委員会事務局	略					
地方機関	教育局		係長 指導主事 管理主事	係長 指導主事 管理主事	係長	
知事の事務局	本庁		課長補佐 係長 専門員	課長補佐 係長 専門員		
	地方機関	公文書館	室長 総括専門員 専門員	室長 総括専門員 専門員	室長	
	男女共同参画センター		課長補佐 係長	課長補佐 係長		
	皆成学園		係長	係長		
	福祉相談センター		係長	係長		
	児童相談所		係長	係長		
	略					

別表第4 教育職給料表(2)級別職務分類表(第2条関係)

組織		職務の級				
		1級	2級	特2級	3級	4級
教育機関及び教育委員会事務局	略					
	教育機関	略				
	図書館		課長 係長	課長 係長	課長 係長	
			資料相談員	資料相談員		
	略					
	青年の家		係長 専門指導員	係長 専門指導員	係長	
	少年自然の家		係長 専門指導員	係長 専門指導員	係長	
	埋蔵文化財センター		係長 副主幹	係長 副主幹	係長 副主幹	
			文化財主事	文化財主事		
	略					
教育委員会事務局	略					
地方機関	教育局		係長 副主幹 指導主事 管理主事	係長 副主幹 指導主事 管理主事	係長 副主幹	
知事の事務局	本庁		係長 専門員 企画員	係長 専門員 企画員		
	地方機関	総合事務所		文化財主事	文化財主事	
	公文書館		室長 総括専門員 専門員	室長 総括専門員 専門員	室長	
	男女共同参画センター		企画員	企画員		
	皆成学園		副主幹 専門指導員	副主幹 専門指導員		
	福祉相談センター		副主幹	副主幹		
	児童相談所		副主幹	副主幹		
略						

別表第6 医療職給料表(1)級別職務分類表(第2条関係)

組織		職務の級			
		1級	2級	3級	4級
知事の事務局	地方機関	総合事務所			局長 副局長 参事監 課長
	東部福祉保健事務所				所長 副所長 課長
	略				
	精神保健福祉センター		課長	所長 課長	
	東部生活環境事務所				所長 副所長 課長
略					

別表第6 医療職給料表(1)級別職務分類表(第2条関係)

組織		職務の級			
		1級	2級	3級	4級
知事の事務局	地方機関	総合事務所		課長	局長 医療指導監 課長
	総合事務所				局長 副局長 課長
	総合事務所共通(総合事務所の他の項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。)				
略					
精神保健福祉センター			課長	所長 課長	
略					

別表第7 医療職給料表(2)級別職務分類表(第2条関係)

組織		職務の級						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
知事の事務局	総合事務所						副局長	局長
	略							

別表第7 医療職給料表(2)級別職務分類表(第2条関係)

組織		職務の級						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
知事の事務局	総合事務所			室長	室長	室長		
	中部総合事務所					室長		
	西部総合事務所							
	日野総合事務所					課長	課長	
総合事務所共通(総合事務所の他の項に職が掲げられている場合は、当該職につ						課長補佐	副局長 参事	局長

総合療育センター	臨床心理士 臨床検査技師	臨床心理士 臨床検査技師	臨床心理主任	臨床心理主任					
東部生活環境事務所							副所長	所長	
略									
共通	診療放射線技師 理学療法士 管理栄養士 衛生技師 作業療法士 言語聴覚士 歯科衛生士	薬剤師 診療放射線技師 理学療法士 管理栄養士 衛生技師 作業療法士 言語聴覚士 歯科衛生士	係長 診療放射線主任 理学療法士主任 管理栄養士主任 衛生技師主任 作業療法士主任 言語聴覚士主任 歯科衛生士主任	係長 診療放射線主任 理学療法士主任 管理栄養士主任 衛生技師主任 作業療法士主任 言語聴覚士主任 歯科衛生士主任	課長補佐	課長 参事			
備考 略									
別表第8 医療職給料表(3)級別職務分類表(第2条関係)									
組織	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	
知事の事務	略								
部局	共通	准看護師	看護師 准看護師	係長					
別表第9 海事職給料表級別職務分類表(第2条関係)									
組織	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級			
知事の事務部局	航海士 機関士 通信士	航海士 機関士 通信士	船長 機関長 航海士長 機関士長 漁業取締専門員	船長 機関長 課長補佐					
略									

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

総合療育センター	臨床心理士 臨床検査技師	臨床心理士 臨床検査技師	臨床心理主任	臨床心理主任					
東部生活環境事務所							副所長	所長	
略									
共通	診療放射線技師 理学療法士 管理栄養士 衛生技師 作業療法士 言語聴覚士 歯科衛生士	薬剤師 診療放射線技師 理学療法士 管理栄養士 衛生技師 作業療法士 言語聴覚士 歯科衛生士	係長 診療放射線主任 理学療法士主任 管理栄養士主任 衛生技師主任 作業療法士主任 言語聴覚士主任 歯科衛生士主任	係長 診療放射線主任 理学療法士主任 管理栄養士主任 衛生技師主任 作業療法士主任 言語聴覚士主任 歯科衛生士主任	課長補佐	課長 参事			
備考 略									
別表第8 医療職給料表(3)級別職務分類表(第2条関係)									
組織	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	
知事の事務	略								
部局	共通	准看護師	看護師 准看護師	副主幹					
別表第9 海事職給料表級別職務分類表(第2条関係)									
組織	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級			
知事の事務部局	航海士 機関士 通信士	航海士 機関士 通信士	船長 機関長 航海士長 機関士長 漁業取締専門員	船長 機関長 主幹					
略									